

201419010A

厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業

障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の
支援の在り方に関する研究

平成26年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 志賀 利一

平成27（2015）年3月

厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業

障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の
支援の在り方に関する研究

平成26年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 志賀 利一

平成27（2015）年3月

目 次

I. 総括研究報告

障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究・・・1

主任研究者 志賀利一

II. 分担研究報告

1. 相談機関における障害者虐待の認知状況（その1）・・・6

主任研究者 志賀利一

（資料1）調査票【往復はがき調査】

2. 相談機関における障害者虐待の認知状況（その2）・・・11

主任研究者 志賀利一

（資料2）虐待事例調査のまとめ

（資料3）調査票【障害者虐待の事例分析のための情報提供シート】

3. 養護者による障害者虐待事案の分離保護に関する研究・・・37

主任研究者 志賀利一

（資料4）分離保護事例のまとめ

4. 障害者福祉施設等の虐待防止と対応・・・51

主任研究者 志賀利一

III. 研究成果の刊行に関する一覧表・・・71

障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援
の在り方に関する研究

総括研究報告書

障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究

主任研究者 志賀 利一¹⁾

1) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

【研究要旨】

本研究は障害者虐待防止法の趣旨に従い、モデル事例を作成し虐待防止法の運用に関する総合的対応策と具体的な提言を目的とするものである。具体的には、①虐待の予防と早期発見の方策、②虐待発生や疑いの通報・届出の適切な対応方法、③養護者への適切な支援、④障害者福祉施設等や企業等への対応・立ち直りに向けての取り組み、以上の①から④に関する全国での実施状況について広範囲に事例収集し、法律上・運用上の課題を分析する。

平成 26 年度（3 年研究の 2 年目）は主に、①相談機関を対象に平成 25 年度と同様の手法にて、相談機関の障害児者虐待の認知状況の把握とともに、事例収集を目的とした調査、②分離保護を行った深刻な養護者による虐待事案への対応を明らかにすることを目的とした自治体への聴き取り調査、③障害者福祉施設従事者等の虐待が認定された事例分析の 3 つを行った。上記の 3 つの調査の方法及び調査結果の分析については、検討委員会にて検討した。また、実践経験及び課題意識の高い有識者、先行して虐待防止法等が実施されている児童・高齢等の他分野での取り組み状況及び課題をうかがう研究会を開催した。

結論として、相談機関における障害者虐待の認知件数は平成 25 年度調査結果と比べて増加し、特に施設等従事者による虐待の認知件数が統計的に有意に増加していた。また、認知件数に対する通報・届出件数の割合が減少しており、障害者虐待防止法が施行されたことによって、相談機関が虐待発覚後に関わり始めていることが要因として考えられた。これらの結果から、障害者虐待防止法の施行による一定の効果がうかがえた。また、本年度の研究結果からは、障害者虐待防止センター及び障害者権利擁護支援センター、障害者福祉施設等における障害者虐待防止に関するノウハウの蓄積が 1 つの課題として確認された。そこで、本研究で得た知見を活かし、支援体制の提示等の具体的な情報を掲載した支援マニュアルの必要性がうかがえた。

平成 26 年度 分担研究者氏名・所属機関名
および所属機関における職名

大塚 晃	上智大学総合人間科学部	教授
井上雅彦	鳥取大学大学院医学系研究科	教授
小川 浩	大妻女子大学人間関係学部	教授
佐藤彰一	國學院大學法科大学院	教授

A. 研究目的

本研究は、障害者虐待防止法の趣旨に従い、①虐待の予防と早期発見の方策、②虐待発生や疑いの通報・届出の適切な対応方法、③養護者への適切な支援、④障害者福祉施設等や企業等への対応・立ち直りに向けての取り組み等、以上の①～④に関する全国での実施状況について、広範囲に事例収集し、法律上・運用上の課題を分析する。さらにモデル事例を作成し、虐待防止法の運用に関する総合的対応策と具体的な提言を最終的な目的とする。

平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法で

は、各方面から大きな期待が寄せられると同時に、「虐待が家庭・福祉施設等・就労先の3種に規定されていること」「身体拘束を許容する正当な理由の解釈」「家庭における不当な差別的言動の扱い」「障害者同士の虐待を支援者が防止しないことが虐待に含まれている」など法律の条文の留意点が指摘されている¹⁾。また、各機関・行政単位の密な連携と地域の各種ネットワーク構築の重要性も指摘されている²⁾。例えば、使用者の虐待について市町村虐待防止センターが通報を受けた場合、都道府県に通知し、都道府県から労働局に報告、さらに労働局より報告を受けた最寄りのハローワークが労働関係の各種労働法令の違反の有無を確認し是正指導という流れになっている。法の趣旨に従い、地域の虐待防止と早期発見、および適切な支援を展開するには、明確にすべき運用上の課題は多い。さらに、家族による虐待における、愛情・熱意と社会からの孤立という葛藤³⁾、差別禁止の法整備との関連性、そしてすべての国民一人ひとりの意識の問題⁴⁾等、広く事例を収集し、様々な専門的な視点から分析することが重要である。

B. 研究方法

平成26年度に実施した調査・研究は、次の通りである。①相談機関における認知状況及び業務実態の調査（その1・その2）、②養護者による障害者虐待事案の分離保護に関する調査、③障害者施設従事者等の虐待が認定された事例の分析、④検討委員会の開催、⑤障害者虐待防止に関する研究会の開催。

1. 調査

(1) 相談機関における認知状況に関する研究（その1：はがき調査）

全国の相談支援事業所（一般相談）2,681ヶ所及び障害者就業・生活支援センター323ヶ所を本調査の対象とした。平成26年10月2日から10月27日を調査期間として郵便により調査票を配布・回収した。1,721事業所から回答があり、回収率は57.3%であった。調査項目は、平成25年度の障害（児）者虐待の認知状況、認知件数の内訳（年齢区分、相談者、障害種別、虐待の種類、虐待者）、障害者虐待防止法

による通報・届出件数である。これらのデータを用いて統計処理を行うとともに、認知件数は内訳の項目別に平成25年度調査結果と比較した。

(2) 相談機関における認知状況に関する研究（その2：事例調査）

平成25年度において実施した虐待事例調査の結果を量的な側面から補強することを目的に実施した。調査対象は上記1の調査で「虐待（疑い含む）事例の認知あり」「事例調査への協力が可能」と回答した512ヶ所（相談支援事業所452ヶ所、障害者就業・生活支援センター60ヶ所）とし、平成26年12月2日から12月26日を調査期間として郵便により調査票を配布・回収した。調査項目は、①被虐待者の情報（年齢、性別、障害種別、障害支援区分、経済的支援の利用、主な日中活動、居住の場、同居家族）、②虐待者の情報（被虐待者との関係）、③虐待事案の内容（虐待が発覚した時期、虐待の種類、相談・通報の状況、調査・虐待認定の状況、深刻度、事例の具体的な内容、その他の特記事項）の計16項目であった。計419事例について回答があり、①「被虐待者の情報」のうち未回答・不明の下位項目が1つ以下、②被虐待者が障害者基本法に定める障害者である、③「虐待者の情報」が記入されている、④「虐待の種類」が記入されている、の4つの条件すべてを満たしていた374事例（障害者相談支援事業所：332事例、障害者就業・生活支援センター：42事例）を本研究の分析対象とした。

(3) 養護者による障害者虐待事案の分離保護に関する研究

障害者虐待防止及び被虐待障害者・養護者に対する支援に先進的に取り組む市区町村及び障害者虐待防止センターを検討委員会にて挙げ、人口規模ならびに地理的条件を考慮して5ヶ所を選定し、訪問もしくは電話による半構造化インタビューを行った。聴き取り項目は、①障害者虐待防止にかかる自治体の体制、②事例の概要、③分離保護の判断基準とプロセス、④関係機関との関係、⑤保護先の確保、顛末であった。

(4) 障害者福祉施設従事者等による虐待防止と対応に関する研究

虐待認定された事例分析から、当該施設・事業所ならびにその施設等を運営する法人組織、さらに市町村や都道府県等の運営管理上の役割を整理するとともに、予防－介入－事後対応のプロセス毎の課題を考察することを目的にした。具体的には、①国及び都道府県が公表している障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果報告書、②虐待と認定された事例を持つ施設への訪問聞き取り調査結果、ならびに事例後に第三者検証委員会を設置し提出された答申書、③新聞等（全国版・地方版）で報道された障害者虐待あるいはそれ相当と推測される事件記事ならびに都道府県・市町村が認定した虐待に関する処分や指導内容を WEB ページで公表した文書の整理・分析を行った。

2. 研究会

(1) 検討委員会

法律、養護者（心理・発達）、福祉施設・サービス事業所、使用者（障害者雇用）、地方自治体といった領域の専門家が参加する検討委員会を2回開催し、調査方法及び調査結果について検討した。

(2) 障害者虐待防止に関する研究会

実践経験及び課題意識の高い有識者、先行して虐待防止法等が実施されている他分野での取り組み状況及び課題をうかがう研究会を3回開催した。

①第1回（平成26年9月16日）

- ・講師：増田公香氏（日本赤十字九州国際看護大学）
- ・テーマ：当事者と家族からみた障害者虐待の実態

②第2回（平成26年10月21日）

- ・講師：高橋潔氏（総合福祉センター弘済学園）
- ・テーマ：強度行動障害の支援と虐待のリスクについて

③第3回（平成26年12月9日）

- ・講師：川端伸子氏（あい権利擁護支援ネット）
- ・テーマ：高齢者虐待あるいは虐待が疑われる事案の実態とその対応について

（倫理面への配慮）

本研究は、各研究者の所属研究機関の倫理審査委員会の審査・承認を得た上で、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」及び「疫学研究に関する倫理指針（平成14年文部科学省、厚生労働省告示第1号）」を遵守し、実施された。実施に際しては、調査協力機関に個人情報の取り扱い等について事前に説明を行い、同意を得た。また、データと個人を特定する情報の連結可能性を低くするために、原則として、協力機関において既に匿名化されたデータを収集した。

C. 結果と考察

1. 相談機関における認知状況に関する研究（その1：はがき調査）

平成25年度調査結果と比較した結果、各相談機関における認知件数は前年度に比べて増加し、特に施設等従事者による虐待の認知件数が統計的に有意に増加した。一方、認知件数が0件の事業所が全体の6割前後を占め、事業所単位での虐待対応のノウハウの蓄積が課題として指摘された。また、相談支援事業所において認知件数に対する通報・届出件数の割合が減少していることが分かった。この要因としては自治体による虐待の判断後に関わり始める事業所の割合の増加がうかがえた。この他、虐待事例の内訳は前年度と比べて変動があること、特に複合的な虐待の件数が減少したこと等が示された。

2. 相談機関における認知状況及び業務実態に関する研究（その2：事例調査）

収集した374事例を分析した結果、特に養護者による虐待において、比較的家族機能が弱いと推定される「女親（もしくは男親）と子供から成る世帯」「兄弟姉妹のみから成る世帯」「他に分類できない世帯」の比率が顕著に高いことが示された。回答した

担当者が「極めて深刻度が高い」と評価した事例もこれらの世帯に該当するものであり、障害者虐待のリスクを評価するさいの観点のひとつとして有用であることが示唆された。

3. 養護者による障害者虐待事案の分離保護に関する研究

分離保護を実施した自治体の体制としては明確な共通点は見られないが、自治体の規模や自治体の職員養成方針、市町村における連携協力体制の関連が示唆された。一方、分離保護事例の分析からは、①障害者虐待を受けた障害者の自立の支援を鑑みてケースに応じた対応の判断が非常に重要であり、それを踏まえた人材養成及び研修のあり方を検討する必要、②ケースにより適切な分離方法が異なるとともに、分離保護に関する自治体による方針の違いの存在、③障害者虐待防止法以外の分野の虐待等に関する法律との連携や協働が求められる事例の存在、④精神障害者の分離保護先の確保も含めて各自自治体の分離保護先の確保の実態と課題を改めて確認し、他分野との連携についても検討する必要の4点が示唆された。

4. 障害者福祉施設従事者等による虐待防止と対応に関する研究

障害者福祉施設従事者等による虐待事例の分析から、プロセス毎の重要なポイントを以下のように考察した。①予防プロセスにおいて、職員研修や日々の業務・支援の中で、自らがあるいは施設等に置いていつでも虐待（それが疑われる事案）は起きる可能性があることの認識と、障害者の権利擁護の視点から日々の支援を見直す姿勢がもっとも重要である。②介入プロセスにおいて、事実確認調査を行う地方自治体行政等と施設等は事案の重大性を勘案し（必要に応じて警察等と連携）、恣意的にならず適切かつ早急に事実確認を行い、素早く適切な事後対応に結びつけることが重要である。また、障害者虐待防止法の主旨からも「虐待が認定できたかどうか？」が重要なのではなく、起きてしまった事案をきっかけに、スムーズに次のプロセスに移行することが重要

である。③事後対応のプロセスは、基本的に予防プロセスと同様である。しかし、発生した虐待（それが疑われる事案）の事例を元に、より具体的に施設等内部の体制整備や職員研修の見直し、その他雇用管理全般、さらに施設等の外部の機関や人材との役割分担が可能となる。

D. 結論

本研究は、①虐待の予防と早期発見の方策、②虐待発生や疑いの通報・届出の適切な対応方法、③養護者への適切な支援、④障害者福祉施設等や企業等への対応・立ち直りに向けての取り組み等、以上の①～④に関する全国での実施状況について、広範囲に事例収集し、法律上・運用上の課題を分析することを目的としている。そこで、本年度は相談機関へのはがき調査及び事例収集調査を継続しながら、新たに分離保護に関する調査及び障害者福祉施設従事者等による事例調査を実施した。

その結果、平成25年度調査結果と比較して、相談機関における障害者虐待の認知件数は増加し、特に施設等従事者による虐待の認知件数が統計的に有意に増加していた。また、認知件数に対する通報・届出件数の割合が減少していることも、障害者虐待防止法が施行されたことによって、相談機関が虐待発覚後に関わり始めていると考えられた。これらの結果から、障害者虐待防止法の施行による一定の効果が見えてきた。

また、養護者による虐待事例分析からは、比較的家族機能が弱いと推定される「女親（もしくは男親）と子どもから成る世帯」「兄弟姉妹のみから成る世帯」「他に分類できない世帯」の比率が顕著に高いことが示された。今後、このような家族機能が弱いと推定される世帯への支援の在り方の検討が求められる。

一方、深刻な養護者による虐待事案のため、分離保護に至った事例の分析からは、迅速で適切な支援が求められる事例だけでなく、虐待対応の回復期について継続的かつ一貫した支援を考慮した結果、慎重に対応すべきケースもあることが示唆された。すなわち、養護者虐待による障害者虐待ではこうした

ケースに応じた判断が非常に重要であり、その点を踏まえた人材養成及び研修のあり方を検討する必要性がうかがえた。

最後に、障害者福祉施設従事者等による虐待の事例分析から、予防時は、職員研修や日々の業務・支援について従事者自ら、あるいは施設等において、いつでも虐待（それが疑われる事案）は起きる可能性があるということの認識と、障害者の権利擁護の視点から日々の業務・支援を見直す姿勢の重要性が指摘できる。また、事後対応時においては、発生した虐待（それが疑われる事案）の事例があったからこそ、より具体的に施設等内部の体制整備や職員研修の見直しを行うといった取り組みとその姿勢が重要である。

以上の本研究の取り組みから、障害者虐待防止の1つの課題として、ノウハウの蓄積のために有効的な方策を構築することが確認された。厚生労働省は既に『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応』及び『障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き』を作成し、数回の改訂を行っている。そこで、本研究で得た知見を活かして、上記の厚生労働省が作成したマニュアルを具体的な支援体制等を記載するといった形で補完する支援マニュアルの作成が必要と言えよう。

E. 参考文献

- 1) 佐藤彰一：障害者虐待防止とは。月刊福祉，2月号，16-19（2012）。
- 2) 曾根直樹：障害者虐待防止センターの機能とは。さぼ一と，9，14-17（2012）。
- 3) 鈴木治郎：障害者虐待の現状を問う。ノーマライゼーション，5月号，40-41（2012）。
- 4) 平田厚：障害者虐待防止のさらなる推進に向けて。月刊福祉，2月号，33-35（2012）。

相談機関における障害者虐待の認知状況（その1）

—平成 25～26 年度往復はがき調査結果の比較を中心に—

相談機関における障害者虐待の認知状況（その 1）
—平成 25～26 年度往復はがき調査結果の比較を中心に—

主任研究者 志賀 利一¹⁾

研究協力者 五味 洋一¹⁾ 大村 美保¹⁾ 相馬 大祐¹⁾

1) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

【研究要旨】相談支援事業所および障害者就業・生活支援センターにおける平成 25（2013）年度の虐待（疑いを含む）事例の認知状況を把握し、同様の手法で把握した平成 24（2012）年度の調査結果と比較した。その結果、各相談機関における認知件数は前年度に比べて増加し、特に施設等従事者による虐待の認知件数が統計的に有意に増加した。一方、認知件数が 0 件の事業所が全体の 6 割前後を占め、事業所単位での虐待対応のノウハウの蓄積が課題として指摘された。その他、相談支援事業所において認知件数に対する通報・届出件数の割合が減少していること、虐待事例の内訳は前年度と比べて変動があること、特に複合的な虐待の件数が減少したこと等が示された。

A. 研究目的

各市区町村ならびに都道府県において受理された障害者虐待への対応状況については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」と略記）第 42 条に基づく調査が毎年行われ、その結果が報告されている（厚生労働省，2013；厚生労働省，2014）。

一方、相談支援事業所および障害者就業・生活支援センターを対象とした虐待支援実態に関する調査（大村・志賀・相馬・五味，2014）では、各相談機関における障害者虐待の認知件数（疑いを含む）のうち、当該事業所から通報・届出が行われた割合は半数以下（相談支援事業所 47.2%、障害者就業・生活支援センター 29.1%）に留まることが示された。未通報の理由としては、「すでに他の事業所から通報済みである」、「自治体から要請を受けて支援が開始された」等の合理的な理由があげられているものの、地域の相談機関で把握されている虐待（疑いを含む）事例のすべてが通報に至っているわけではないことが強く示唆される。

そこで、本研究では国の調査を補完する基礎資料を得ることを目的として、全国の相談機関を対象に

障害者虐待の認知状況とその内容について調査を行い、通報に至っていない事例も含めた障害者虐待の実態把握を試みた。また、認知状況の経年変化を把握できるよう、本調査は平成 25 年度に実施した「相談機関における障害者虐待の支援実態に関する調査—相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターに対する調査から—」（以下「前年度調査」と略記；大村ら，2014）と同様の調査とした。

なお、本研究は障害者虐待事例の分析の対象事業所を選定するための予備的な調査でもあることから、事例の詳細については「相談機関における障害者虐待の認知状況（その 2）」（p.11）を参照されたい。

B. 研究方法

全国の相談支援事業所 2,681 ヶ所（独立行政法人福祉医療機構提供：2014 年 8 月 5 日現在）及び障害者就業・生活支援センター 323 ヶ所（厚生労働省：2014 年 7 月 1 日現在）を本調査の対象とした。

2014 年 10 月 2 日から 10 月 27 日を調査期間として郵便により調査票を配布・回収した。1,721 事業所から回答があり、回収率は 57.3%であった。調査項目は、2013 年度の①障害（児）者虐待の認知状況、②

認知件数の内訳（年齢区分、相談者、障害種別、虐待の種類、虐待者）、③障害者虐待防止法による通報・届出件数である。虐待の認知件数には虐待の疑いのある相談ならびに障害者虐待防止センターとしての相談件数（委託を受けている事業所のみ）も含めた。使用した調査票を本稿の末尾に示す。

収集したデータを集計して記述統計量を求めるとともに、認知件数は内訳の項目別に前年度調査（大村ら，2014）結果と比較した^(注)。

G. 結果

1. 虐待認知件数および認知事業所数

本調査および前年度調査（大村ら，2014）の結果をもとに、相談機関別の虐待認知件数（疑いの事例及び障害者虐待防止センターとしての相談件数を含む、以下同じ）の年次推移を表1に示した。

相談支援事業所では通年の認知件数が、2012年度から2013年度にかけて1,771件（上半期・下半期合計）から2,073件に増加しており、1事業所あたりの認知件数も0.87件から1.36件へ大きく増加していた。一方、虐待事例の年間認知件数が0件の事業所の割合は2012年度下半期よりは減少したものの、全体の60.5%を占めており、引き続き高率であった。認知件数が1件の事業所は227ヶ所（14.9%）、2件の事業所は140ヶ所（9.2%）、3件以上の事業所は228ヶ所（15.0%）だった。

障害者就業・生活支援センターでは、通年の認知件数が2012年度から2013年度にかけて211件（上半期・下半期合計）から174件に減少したが、1事業所あたりの認知件数は0.89件へと微増した。虐待事例の年間認知件数が0件の事業所は全体の57.2%であり、2012年度下半期の53.5%から微増した。認知件数が1件の事業所は41ヶ所（21.1%）、2件の事業所は21ヶ所（10.8%）、3件以上の事業所は21ヶ所（10.8%）であった。

2. 認知件数の内訳

虐待認知件数の内訳を事業種別に表2に示す。まず事業種別に見ると、2012年度下半期（大村ら，2014）と同様の傾向が認められた。すなわち、相談支援事

表1 相談機関別の虐待認知件数の年次推移

a. 相談支援事業所

	2010 年度	2011 年度	2012年度		2013 年度
			上半期	下半期	
回答事業所数	1,088	1,131	1,254	1,304	1,524
認知件数合計	429	525	641	1,130	2,073
1事業所あたり (最小-最大)	0.39 (0-30)	0.46 (0-32)	0.51 (0-17)	0.87 (0-47)	1.36 (0-62)
0件の事業所数	913	909	948	844	929

b. 障害者就業・生活支援センター

	2010 年度	2011 年度	2012年度		2013 年度
			上半期	下半期	
回答事業所数	124	145	155	159	194
認知件数合計	60	87	77	134	174
1事業所あたり (最小-最大)	0.48 (0-5)	0.60 (0-8)	0.50 (0-6)	0.84 (0-8)	0.89 (0-11)
0件の事業所数	96	109	114	85	111

業所では相談者の約半数を「関係機関」が占めるのに対して、障害者就業・生活支援センターでは「本人」が半数以上を占めていた。また、虐待の種類では、相談支援事業所においては「身体的虐待」が最も多く、「心理的虐待」「ネグレクト」と続くのに対して、障害者就業・生活支援センターでは、「経済的虐待」「心理的虐待」「身体的虐待」の順であった。虐待者別に見ると、いずれの機関とも「養護者」による虐待が最多であるが、障害者就業・生活支援センターでは、機関の特性上、「使用者」による虐待が36.4%を占めていた。

次に、年度（2012年度下半期/2013年度）による認知件数の内訳の違いに着目すると、相談支援事業所では以下のような傾向が示された。

- 被虐待者が「6-18歳」である事例の割合が有意に減少した。
- 被虐待者が「知的障害」である事例の割合が有意に減少した。
- 「関係機関」からの相談が減少し、「その他」からの相談の割合が有意に増加した。
- 「養護者」による虐待の割合が減少し、「施設等従事者」による虐待の割合が有意に増加した。
- 「身体的虐待」「ネグレクト」「性的虐待」「経済的虐待」の占める割合が、2012年度よりも有意に減少した。

表2 相談機関別の認知件数の内訳

【相談支援事業所】

項目	内訳	2012年度下半期		2013年度		前年からの増減
		件数	%	件数	%	
年齢	未就学児	69	7.3	112	6.2	
	6-18歳	193	20.4	274	15.2	▼ **
	19-39歳	318	33.5	648	36.1	
	40-64歳	336	35.4	681	37.9	
	65歳以上	32	3.4	82	4.6	
障害種別	身体障害	166	15.6	261	14.3	
	知的障害	688	64.5	942	51.6	▼ **
	精神障害	260	24.4	451	24.7	
	発達障害	96	9.0	163	8.9	
	その他	44	4.1	68	3.7	
相談者	本人	280	26.7	522	28.6	
	家族	147	14.0	228	12.5	
	関係機関	672	64.0	918	50.3	▼ **
	その他	104	9.9	230	12.6	△ *
虐待者	養護者	950	89.0	1,285	73.4	▼ **
	施設等従事者	102	9.6	217	12.4	△ *
	使用者	38	3.6	58	3.3	
	その他	114	10.7	215	12.3	
虐待の種類	身体的虐待	428	40.5	664	36.1	▼ *
	ネグレクト	293	27.7	411	22.4	▼ **
	心理的虐待	279	26.4	464	25.2	
	性的虐待	63	6.0	66	3.6	▼ **
	経済的虐待	272	25.8	385	20.9	▼ **
	その他	28	2.7	69	3.8	

【障害者就業・生活支援センター】

項目	内訳	2012年度下半期		2013年度		前年からの増減
		件数	%	件数	%	
年齢	未就学児	0	0.0	2	1.3	
	6-18歳	6	5.3	9	5.7	
	19-39歳	81	71.7	106	67.1	
	40-64歳	26	23.0	39	24.7	
	65歳以上	0	0.0	2	1.3	
障害種別	身体障害	7	5.3	10	6.5	
	知的障害	125	95.4	112	72.3	▼ **
	精神障害	15	11.5	25	16.1	
	発達障害	4	3.1	6	3.9	
	その他	2	1.5	4	2.6	
相談者	本人	61	49.6	78	51.0	
	家族	19	15.4	23	15.0	
	関係機関	34	27.6	42	27.5	
	その他	23	18.7	10	6.5	▼ **
虐待者	養護者	67	50.8	77	50.0	
	施設等従事者	10	7.6	8	5.2	
	使用者	57	43.2	56	36.4	
	その他	17	12.9	14	9.1	
虐待の種類	身体的虐待	37	28.2	45	28.3	
	ネグレクト	12	9.2	17	10.7	
	心理的虐待	48	36.6	46	28.9	
	性的虐待	8	6.1	8	5.0	
	経済的虐待	51	38.9	52	32.7	
	その他	11	8.4	3	1.9	▼ *

注1：1件の事例に対し、複数の回答がある場合、それぞれの内訳に重複して計上されるため、合計件数は各年度の虐待認知件数と一致しない。

注2：構成割合（%）は、各項目の有効認知件数（認知件数－無回答の件数）に対するもの。

注3： χ^2 検定により年度間で件数に偏りが認められた内訳について残差分析を実施した（統計的に有意な増加：△、減少：▼）。

注4：**は1%、*は5%の有意水準を示す。

一方、障害者就業・生活支援センターでは以下の結果が示された。

□ 被虐待者が「知的障害」である事例の割合が有意に減少した。

□ 相談者や虐待の種類が「その他」である事例の割合が有意に減少した。

3. 障害者虐待防止法に基づく通報・届出

認知件数ならびに通報・届出件数の両方に回答のあった事業所を対象に、認知件数に対する通報・届出件数の占める割合を算出したところ、以下の結果が示された。

2013年度における相談支援事業所における通報・届出件数は計746件で、有効な認知件数(1,991件)に占める割合は37.5%であった。一方、障害者就業・生活支援センターにおける件数は計60件であり、認知件数(172件)に占める割合は34.9%であった。これらの結果を前年度調査(大村ら, 2014)と比べる

と、相談支援事業所における通報・届出は9.7%減少しており、障害者就業・生活支援センターでは5.8%増加していた。

D. 考察

本調査の対象時期である2013年度は、虐待防止法施行から1年半が経過して障害者虐待防止に向けた啓発が進む反面、千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園における深刻な虐待事件が発覚した年でもある。

国の調査(厚生労働省, 2013; 厚生労働省, 2014)の結果と同様、本調査でも相談支援事業所における「施設等従事者」による虐待の認知件数が2012年度下半期比で2.8%増加した。また、相談支援事業所および障害者就業・生活支援センターのいずれにおいても、虐待事例の1事業所あたりの認知件数は増加しており、法の運用が前年度よりも進んだことが示唆された。一方、依然として年間の認知件数が0件の事業所が6割前後を占めていることから、①事業

所間の経験値の格差、②単独の事業所で虐待対応のノウハウを蓄積することの困難さを課題として指摘することができよう。

虐待の種類に着目したとき、「心理的虐待」および「その他」の虐待を除くすべての種類の虐待において、2012年度下半期よりも構成割合が減少した点は、本調査の特徴のひとつであった。これは、1件の事例に対して複数の虐待が認められる（例：「身体的虐待」と「心理的虐待」の両方があった）事例が減少したためと考えられる。要因についてはいくつかの推測が可能であり、例えば①比較的深刻度の高い複合的な虐待は支援者の目につきやすい故に、2012年度に既に対応がなされている、②虐待対応の経験が蓄積されたことにより虐待の分類についての感度が高まった、等を挙げることができる。

本調査のもうひとつの特徴は、相談支援事業所における通報率（認知件数に対する通報・届出件数の割合）が、前年度に比べて大きく減少した点である。先述のように、通報・届出がされないのには「自治体から要請を受けて支援が開始された」等の理由がある（大村ら、2014）。つまり、通報率が低下したのは、虐待の判断後の介入期から関わり始める事業所の割合が増えたため、とも考えられる。虐待事例に対して、地域の相談機関がどのようなプロセスで関与しているのかについては十分な情報が得られていない。統計資料の解釈や事業所におけるノウハウの蓄積の観点からも、今後の重要な検討課題と言えるだろう。

最後に、本調査のみでは解釈が難しかった結果について触れておきたい。本調査では、2012年度下半期と比較して、いずれの相談機関においても「知的障害者」が被虐待者である事例が大幅に減少していた。一方、国の調査（厚生労働省、2013；厚生労働省、2014）では、養護者による虐待で2.1%、施設等従事者による虐待で25.3%、知的障害者が被虐待者である事例の割合が増加している。この不一致が、虐待防止センターで把握している事例と各相談機関で把握している事例の性質の違いによるものなのか、あるいは回答事業所の偏りによるものなのか、継続的な推移の把握に基づく判断が求められる。

E. 結論

1. 各相談機関における認知件数は前年度に比べて増加し、特に施設等従事者による虐待の認知件数が統計的に有意に増加した。
2. 認知件数が0件の事業所が6割前後を占め、虐待対応のノウハウの蓄積が課題として指摘された。
3. 相談支援事業所において認知件数に対する通報・届出件数の割合が減少しており、自治体による虐待の判断後に関わり始める事業所の割合が増えた可能性が示唆された。
4. 虐待事例の内訳は前年度と比べて変動があり、特に複合的な虐待の件数が減少したと考えられた。
5. 継続的な年次比較が必要である。

F. 引用文献

- 1) 厚生労働省：平成24年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書（2013）。
- 2) 厚生労働省：平成25年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書（2014）。
- 3) 大村美保・志賀利一・相馬大祐・五味洋一：相談機関における障害者虐待の支援実態に関する研究—相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターに対する調査から—（2014）。
- 4) 中野博幸・田中敏：js-STAR 2012 2.0.6j（2012）。
(<http://www.kisnet.or.jp/nappa/software/star/index.htm>)

G. 注

前年度調査（大村ら、2014）では、虐待事例の内訳の分析において、構成割合の分母を「各項目の件数の合計」としていた。本調査では、国調査（厚生労働省、2013；厚生労働省、2014）の算出方法に倣い、分母を「有効認知件数（認知件数－無回答の件数）」とし、それに併せて前年度調査の結果も raw data を元に同じ条件で算出し直した。そのため、2012年度下半期の内訳における構成割合は、大村ら（2014）と数値が異なる場合がある。

(資料1)

調査票【往復はがき調査】

資料：往復はがき調査票（送信面）

3 7 0 0 8 6 5

群馬県高崎市寺尾町 2120-2

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設

のぞみの園 研究部研究課 行

【平成 26 年度厚生労働科学研究】
「障害者虐待の認知状況及び業務実態に関する調査」
への協力のお願い

謹啓 初秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当法人では、厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）を受けて、障害者虐待防止及び養護者・被虐待者の支援の在り方に関する研究を平成 25 年度から 3 年間の予定で実施しています。

このはがき調査では、相談支援事業所および就業・生活支援センターにおける、障害者虐待の認知状況、及び障害者虐待防止法にかかる業務実態をお尋ねしたいと思います。ご多忙とは存じますがご協力いただきますようお願い申し上げます。また、二次調査として虐待事例の調査を予定していますので併せてご検討ください。お手数ですが、返信用はがきは **10 月 27 日迄**にご投函くださいますようお願いいたします。

謹白

（本件に関するお問い合わせ先）

独立行政法人
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
研究部研究課 五味・大村

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2120-2
☎ 027-320-1450 FAX 027-320-1391
E-mail gomi-you@nozomi.go.jp

資料：往復はがき調査票（往信面）

【宛名欄】

情報保護シールの位置

※実態に関する回答を隠すのにお使いください。

障害者虐待の認知状況および業務実態に関する調査

- * 被虐待者が障害(児)者であるものについてお答えください。
- * この調査は、通報の義務を果たしたかどうかを問題にするものではなく、相談機関における虐待ケースへの対応の実態を把握するためのものです
- * 「認知件数」は、通報に至った件数だけでなく、貴事業所が「もしかしたら虐待かもしれない」と感じたものも含めて計上してください。
- * 件数がない場合は「0(ゼロ)」、不明の場合は「不明」とご記入ください。

1. 該当する項目にチェックをつけてください。
(1) 事業所の種類： 相談支援事業所 就業・生活支援センター
(2) 虐待防止センターの委託： 委託あり 委託なし

2. 平成 25 年度の障害(児)者虐待の認知状況（実数）

		※左記の件数に虐待防止センターとしての相談件数を 含む <input type="checkbox"/> 含まない <input type="checkbox"/>					
		未就学児	6～18 歳	19～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	不明
内 訳	年齢	人	人	人	人	人	人
	誰からの相談	本人	家族	行政・福祉所等	その他		
		身寄	知的	精神	発達	その他	
	主な虐待の種別	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	その他
虐待の種別	養護者	施設従事者等	雇用事業主等	その他			
虐待をした者	人	人	人	人	人	人	

3. 平成 25 年度の通報・届け出状況（実数）

件数 ※上記の認知件数のうち、貴事業所から障害者虐待防止法に基づく通報・届け出を行った件数をご記入ください。

4. 今後の事例に関する調査協力の可否 可 不可

事業所名

ご住所 〒

TEL

ご担当者名

相談機関における障害者虐待の認知状況（その2）

—地域の相談機関における虐待事例の分析—

相談機関における障害者虐待の認知状況（その 2）
—地域の相談機関における虐待事例の分析—

主任研究者 志賀 利一¹⁾ 分担研究者 井上 雅彦²⁾ 小川 浩³⁾
研究協力者 五味 洋一¹⁾ 村岡 美幸¹⁾ 大村 美保¹⁾ 相馬 大祐¹⁾ 信原和典¹⁾

- 1) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 2) 鳥取大学大学院医学系研究科
3) 大妻女子大学人間関係学部

【研究要旨】障害者虐待の分類とリスクの評価に資する基礎資料を得ることを目的に、障害者相談支援事業書および障害者就業・生活支援センターを対象に、障害者虐待事例に関する質問紙調査を行った。計 374 事例について分析を行った結果、特に養護者による虐待において、比較的家族機能が弱いと推定される「女親（もしくは男親）と子供から成る世帯」「兄弟姉妹のみから成る世帯」「他に分類できない世帯」の比率が顕著に高いことが示された。回答した担当者が「極めて深刻度が高い」と評価した事例もこれらの世帯に該当するものであり、障害者虐待のリスクを評価する際の観点のひとつとして有用であることが示唆された。今後は事例のより詳細な分析と、継続的な事例の収集が必要であると考えられる。

A. 研究目的

障害者相談支援事業所や障害者就業・生活支援センター等の地域の相談機関は、虐待やその疑いのあるケースに関する相談が持ち込まれる可能性の高い「入口」であると同時に、虐待認定後の見守り支援や障害福祉サービスの組み立て、専門機関間の調整を担う支援の中軸でもある。しかし、これら相談機関の支援実績を調べた大村・志賀・相馬・五味（2014）や前掲の「相談機関における障害者虐待の認知状況（その 1）」（p.6-10；以下、「はがき調査」という）では、事業所間で虐待対応の経験値に差があり、結果的に虐待事案が紹介される事業所が偏っている可能性が指摘されている。今後の障害者虐待防止ならびに被虐待者や家族等への支援に対応可能な事業所を増やしていくためには、実際の支援事例を整理し、共有することが肝要であろう。

障害者虐待の事例については、自治体が独自のマニュアルや事例集づくりを行う例が出てきているほか（例えば、岡山県障害者権利擁護センター，2013；千葉県健康福祉部障害福祉課，2014）、大村ら（2014）

が全国の相談機関から収集した 234 事例の分析を行っている。各自治体で作成された事例集は虐待の概要に留まらず、支援の経過や結果についても丁寧な記載がなされており、各地域におけるノウハウの共有という点で極めて有用なツールとなっている。一方、大村ら（2014）は虐待者や被虐待者の特徴等から事例の類型化を試みている。これは、障害の種類や程度、経済状況、生活様式、年齢、支援の状況等により極めて多様であろう障害者虐待を整理し、支援の在り方を体系化する上で重要な一歩といえる。しかし、探索的な調査であるがゆえに、虐待者や被虐待者に関する量的な情報や事例がどの程度深刻なものであるか等は明らかでない。

そこで、本研究では、大村ら（2014）による相談機関が把握している障害者虐待（疑いを含む）事例の類型を量的な側面から補完することを第一の目的とした。また、それぞれの事例について、回答者の主観的な「深刻度」を評価してもらうことで、事例の緊急性の判断等に資する情報を整理することを第二の目的とした。

B. 研究方法

「はがき調査」で実施した往復はがき調査において、「虐待（疑い含む）事例の認知あり」「事例調査への協力が可能」と回答した 512 事業所（相談支援事業所 452 ヶ所、障害者就業・生活支援センター 60 ヶ所）を対象に、2014 年 12 月 2 日から 12 月 26 日を調査期間として郵送により調査票を配布・回収した。

調査項目は、①被虐待者の情報（年齢、性別、障害種別、障害支援区分、経済的支援の利用、主な日中活動、居住の場、同居家族）、②虐待者の情報（被虐待者との関係）、③虐待事案の内容（虐待が発覚した時期、虐待の種類、相談・通報の状況、調査・虐待認定の状況、深刻度、事例の具体的な内容、その他の特記事項）、の計 16 項目であった。使用した調査票を末尾の資料に示す。

計 419 事例について回答があり、①「被虐待者の情報」のうち未回答・不明の下位項目が 1 つ以下、②被虐待者が障害者基本法に定める障害者である、③「虐待者の情報」が記入されている、④「虐待の種類」が記入されている、の 4 つの条件すべてを満たしていた 374 事例（障害者相談支援事業所：332 事例、障害者就業・生活支援センター：42 事例）を本研究の分析対象とした。

C. 結果

1. 本研究で収集した事例の概要

収集した事例の分布を虐待者別に見ると、虐待事例が相談支援事業所では 83.4%、就業・生活支援センターでは 57.1%と、ともに養護者による虐待が最多であった（表 1）。また就業・生活支援センターでは使用者による虐待が 40.5%と大きな割合を占めた。

次に虐待の種類別に収集事例の分布を見ると（図 1）、身体的虐待が 52.9%と最も多く、次いで心理的虐待（31.3%）、経済的虐待（30.5%）、ネグレクト（23.8%）、性的虐待（4.8%）の順であった¹⁾。被虐待者が知的障害者である事例が全体の 54.3%を占め、うち 50.8%が知的障害者への養護者虐待であった。

以下では収集した事例の量的な側面の分析を中心に、事例の具体的な内容については「虐待事例調査のまとめ」として別掲する。

表 1 事業種別・虐待者別の事例数（重複含む）

	相談支援事業所		就業・生活支援センター		合計	
	n	%	n	%	n	%
養護者	277	83.4	24	57.1	301	80.5
施設従事者等	41	12.3	2	4.8	43	11.0
使用者	6	1.8	17	40.5	23	6.7
その他	11	3.3	1	2.4	12	3.2
合計	335	100.9	44	104.8	379	100.0

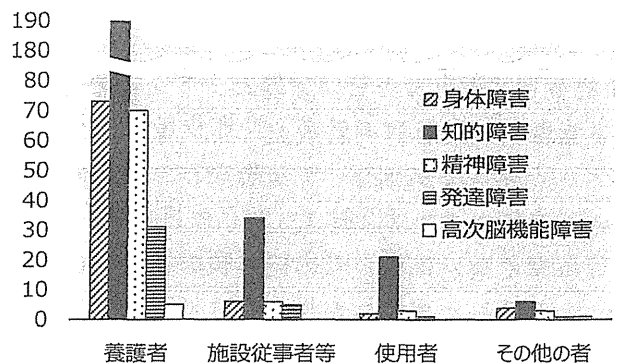


図 1 虐待者別・障害種別の事例数

2. 虐待者別の事例の特徴

(1) 養護者による虐待

養護者による虐待 301 事例のうち、同居家族による虐待が 253 事例（84.1%）であった。その世帯構成に注目すると、表 2 に示したように「夫婦のみから成る世帯」の占める割合が全国における世帯比率に比べて顕著に低く、反面、「ひとり親と子供から成る世帯」「兄弟姉妹のみから成る世帯」「他に分類されない世帯」の占める割合が高かった。

被虐待者自身に配偶者（あるいは子ども）がいる 39 事例では下記の①～③の世帯構成が多く、34 事例を占めた。これらの事例は被虐待者が身体障害者（58.8%）もしくは精神障害者（41.2%）である点で共通しており、以下のような特徴が見られた。

- ① 夫婦のみから成る世帯（15 事例）
 - すべて配偶者からの DV
 - ② 夫婦と子供から成る世帯（11 事例）
 - DV と子からの虐待が混在
 - ③ 女親と子供から成る世帯（8 事例）
 - すべて子からの虐待／60 歳以上が 75%

表2 同居家族からの虐待事例における世帯構成

世帯構成	被虐待者の婚姻等の有無				合計		参考 (全国)	
	配偶者/子あり	配偶者/子なし	配偶者/子あり	配偶者/子なし				
核家族世帯	a. 夫婦のみ世帯 (DV)	15	38.5%	0	0.0%	15	6.0%	23.3%
	b. 夫婦と子供から成る世帯	11	28.2%	92	43.8%	103	41.4%	46.0%
	c. 男親と子供から成る世帯	0	0.0%	21	10.0%	21	8.4%	1.5%
	d. 女親と子供から成る世帯	8	20.5%	43	20.5%	51	20.5%	8.0%
核家族以外の世帯	e. 夫婦と両親から成る世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.7%
	f. 夫婦とひとり親から成る世帯	3	7.7%	0	0.0%	3	1.2%	1.9%
	g. 夫婦、子供と両親から成る世帯	0	0.0%	1	0.5%	1	0.4%	5.3%
	h. 夫婦、子供とひとり親から成る世帯	1	2.6%	5	2.4%	6	2.4%	7.1%
	i. 夫婦と他の親族 (親、子供を含まない) から成る世帯	1	2.6%	0	0.0%	1	0.4%	0.4%
	j. 夫婦、子供と他の親族 (親を含まない) から成る世帯	0	0.0%	4	1.9%	4	1.6%	1.0%
	k. 夫婦、親と他の親族 (子供を含まない) から成る世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.4%
	l. 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1.7%
	m. 兄弟姉妹のみから成る世帯	0	0.0%	17	8.1%	17	6.8%	0.8%
	n. 他に分類されない世帯	0	0.0%	27	12.9%	27	10.8%	1.5%
	非親族を含む世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.6%
合計	39	100.0%	210	100.0%	249	100.0%	100.0%	

注：夫婦には「内縁の夫」「彼氏」を含む

注：被虐待者本人に配偶者や子がいる場合は、被虐待者が「夫婦」のいずれかとなる

注：被虐待者本人に配偶者や子がいない場合は、被虐待者は「子」となる

一方、被虐待者に配偶者や子どもがいない 210 事例では、下記の④～⑥の世帯構成が多く、全体の 77.1%を占めた。これら 162 事例に共通するのは非虐待者の多くが知的障害者 (71.0%) である点であり、それぞれ以下のような特徴があった。

- ④ 夫婦と子供から成る世帯 (92 事例)
 - 28 事例 (30.4%) は被虐待者が 18 歳未満
 - 児童の事例では発達障害が多い (11 事例)
 - 半数近くが父母の両方から虐待を受けている
 - 39 事例 (42.4%) は虐待者に精神障害等あり
 - 24 事例 (26.1%) は非虐待者に行動障害あり
- ⑤ 女親と子供から成る世帯 (43 事例)
 - 13 事例 (43.3%) は非虐待者が 18 歳未満
 - 成人では 12 事例できょうだい虐待あり
 - 20 事例 (46.5%) は虐待者に精神障害等あり
 - 8 事例 (18.6%) は非虐待者に行動障害あり
- ⑥ 他に分類されない世帯 (27 事例/12.9%)
 - 「両親がなく祖父母と同居」「ひとり親と親族と同居」等の世帯が含まれる
 - 虐待者はきょうだい最多 (48.1%) で、次いで母 (29.6%)、親族等 (22.2%)
 - 7 事例 (25.9%) は虐待者に精神障害等あり
 - 2 事例 (7.4%) は非虐待者に行動障害あり

なお、「同居していない家族からの虐待」は集計データ上 46 事例あるが、分離保護した後に別居となった事例が混在しているため、本研究では分析を行わなかった。

(2) 施設従事者等による虐待

把握された施設従事者等による虐待 43 事例のうち、日中活動の場の職員によるものが 26 事例 (63.4%) を占めた。内訳を見ると、就労継続支援 A 型または B 型が 17 事例 (41.5%)、生活介護が 5 事例 (12.2%) であった。その他に、生活困窮者を対象とした事業所、日中一時支援事業所、学校等があがっていた。居住の場の職員による虐待は 14 事例 (34.2%) あり、グループホームと障害者支援施設がそれぞれ 5 事例 (12.2%) であった。被虐待者の 82.9% (34 事例) は知的障害を有しており、重複を含めると心理的虐待が 19 事例 (46.3%) と最も多く、次いで身体的虐待が 18 事例 (43.9%)、性的虐待が 6 事例 (14.6%) であった。

(3) 使用者による虐待

使用者による虐待として把握された事例としては、相談支援事業所で把握されたものが 6 事例、障害者就業・生活支援センターで把握されたものが 17 事例あった。被虐待者の 73.3% (18 事例) は男性であり、知的障害者が 82.6% (19 事例) と大多数を占めた。69.6% (16 事例) が家族と同居しながら一般就労先に通勤していた。虐待の種類は身体的虐待が多く、心理的虐待、経済的虐待、性的虐待が見られた。